

○貨物自動車運送事業法に係る手続について

平成30年度までの取組

- 「行政手続コスト」削減のための基本計画に基づき、主に以下の取組を実施。
 - ・ 申請書・届出書の様式等について、地方運輸局等のHP上でワード・エクセルなど編集可能な状態で提供。
 - ・ 申請・届出書の記載要領の公表を徹底。
 - ・ 地方運輸局におけるローカルルール等について、事業者へのヒアリング等により実態把握を実施。 等
- ⇒ 時間的コストを要する手続について、一定のコストの削減が見られた。

今年度を実施した取組み（様式の統一化）

- 規制の適正化、事業者が遵守すべき事項の明確化等を内容とする「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（議員立法）が平成30年12月に成立し、令和元年11月から施行。
- 同法の施行に合わせて、昨年度把握したローカルルール等を踏まえ、様式の統一化を実施したところ。

【把握したローカルルールと様式の統一化の例】

- ・ 事業計画の変更（営業所や車庫の新設等）の際は、事業計画のうち変更に係る部分の新旧の対照の明示が必要であるところ、一部運輸局において、変更に係らない部分も含めて新旧の対照の記載を求める事例があった。
- ⇒様式の統一化に伴い、事業計画変更申請における新旧の対照の記載は 変更に係る部分で足りることを明記。

<統一した様式のイメージ>

		変更・届出事項			
	新	旧	変更前	変更後	()
① 主たる事業所	新				()
	旧				()
② 営業所	新				()
	旧				()
③ 営業所・種別施設 () 営業所	新		○	○	○
	旧		○	○	○
④ 車庫	新	○	○	○	○
	旧	○	○	○	○

「変更に係る項目のみ記載すること」 → ※変更に係る項目のみ記載すること

今後の方針

- 上記の統一化した様式の周知・浸透を図るとともに、様式面以外の運用面におけるローカルルールも引き続き見受けられることから、運輸局等への周知により、ローカルルールの撤廃を図る。
- 令和3年5月に予定されている国土交通省オンライン申請システムの更改に合わせて、各種申請・届出手続のオンライン化を実施。